

(補足)

上記書類の他に各許可の事前相談に必要な図面及び書類について

(1) 法第 43 条第 2 項関係

公図, 謄本, 付近の写真(空地部分と道路, 計画敷地の関係がわかるもの), 理由書

(2) 法第 44 条第 1 項関係

断面図, 道路台帳附図, 理由書

(3) 法第 48 条関係

断面図, 工場の用途の場合は工場調書, 機器配置図, 環境対策が判断できる図面, 理由書, 各種仕様書,
別紙建築許可申請に関する相談概要書

(4) 法第 51 条関係

断面図, 工場調書, 機器配置図, 各種仕様書, 環境対策が判断できる図面, 搬出入経路図, 理由書,
別紙建築許可申請に関する相談概要書

(5) 法第 55 条, 法第 56 条の 2 第 1 項関係

断面図, 申請建物及び敷地全体に関する時刻日影図と等時刻日影図, 理由書

(6) 法第 85 条関係

断面図, 基礎に関する図面, 各種仕様書, 排煙・換気・採光の計算表, 工程表(解体工事までのもの), 理由書

※各申請とも追加で資料をいただく場合があります。

※関係各課(道路法, 消防法, 都市計画法, 廃棄物処理法, 騒音規制法等の所管課)とも必要に応じて事前協議をお願いいたします。